

装管原第 5 8 5 4 号
令和 5 年 3 月 3 1 日
一部改正 装管原第 1 5 5 4 8 号
令和 6 年 8 月 2 8 日
一部改正 装管原第 5 7 5 6 号
令和 7 年 3 月 2 6 日

調 達 事 業 部 長 殿
各 地 方 防 衛 局 長

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

予定価格算定時における外貨建費目の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、これにより実施されたい。なお、予定価格算定時における外貨建費目の取扱いについて（装管原第 2 8 1 号。2 7．1 0．1）は令和 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、
舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

予定価格算定時における外貨建費目の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第35号）第26条に基づき、予定価格算定時における外貨建費目等の取扱いに関し必要な事項を定め、もって予定価格算定事務の適正を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第277号。27.10.1）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外貨建費目 調達の手相手方又は担当官が必要と認める下請負者が、契約履行のために引当てとして直接又は輸入業者を通じて外国から調達する物品、役務、技術導入契約等に基づく技術提携費及びロイヤリティ等（以下「物品等」という。）の費用で外貨をもって支払われる費目をいう。
- (2) 支出官換算率 支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）第11条第2項第4号の規定に基づき告示された外国貨幣換算率をいう。
- (3) 標準値 毎週、原価管理官が前週の為替相場を勘案して調達管理部長の決裁を得て別に通知する換算値をいう。
- (4) 特約条項 契約事務要領第35条第1項第2号に定める特定費目の代金の確定に関する特約条項をいう。

(外貨建費目の計算)

第3条 予定価格の算定に際し、外貨建費目を円建金額に換算する場合の換算値は、原則として外貨建費目の円建金額の計算開始時の支出官換算率又は標準値のいずれか低い数値を適用し、計算開始時から2週間後の日の属する週の末日までに予定価格の決裁を受けるものとし、その間に決裁を得られなかったとき又は換算値が5%以上変動したときは、直近の換算値で再度計算するものとする。

- 2 特約条項を付す外貨建費目を円建金額に換算する場合の換算値は、支出官換算率によるものとする。
- 3 前2項の規定は、支出官換算率以外の換算値で財務大臣から支出負担行為実施計画の承認を得た場合について準用する。この場合において、「支出官換算率」とあるものは「支出官換算率以外で財務大臣から支出負担行為実施計画の承認を得た換算値」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の標準値について、原価管理官が調達管理部長の承認を得る場合の様式は、付紙1に定めるとおりとする。

(外貨建費目を含む契約に係る特約条項の適用)

第4条 特約条項は、原則として外貨建費目を含む随意契約に付すものとする。ただし、競争契約に特約条項を付すことを妨げない。

- 2 特約条項の対象とする物品等については次の各号に定めるとおり取扱うものとする。
 - (1) 外貨建費目を含む契約が準確定契約の場合は、単価が1,000米ドル（その他の外国通貨については、米ドル相当額。以下米ドル表示について同じ。）以上の物品

等を対象として特約条項を付すものとする。ただし、単価が1,000米ドル未満の物品等を対象として特約条項を付すことを妨げない。

- (2) 外貨建費目を含む契約が確定契約の場合は、単価が1,000米ドル以上の物品等又は単価が1,000米ドル未満で総額が20,000米ドル以上の物品等を対象として特約条項を付すものとする。ただし、単価が1,000米ドル未満の物品等を対象として特約条項を付すことを妨げない。

(外貨建費目を含む契約に係る特殊条項の適用)

第5条 特約条項を付した契約には、付紙2に定める「特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項(特定費目の外貨建費目のみ)」(以下「特殊条項」という。)を付することができる。

(有償援助に係る契約の取扱い)

第6条 有償援助に係る契約を行うときは、特約条項を付さないものとする。

(特例)

第7条 外貨建費目の取扱いに関し、この要領により難しいものについては、調達企画課長を経て調達管理部長の決裁を受けるものとする。

(決裁の特例)

第8条 この要領において、物別室長が決裁を受ける際、所属する物別官については、合議を要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要領の施行の際、この要領の施行前に装備施設本部長又は防衛装備庁長官が定めるところによりなされた措置は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。また、この要領で規定される付紙は、当分の間、この要領の施行前において装備施設本部長又は防衛装備庁長官が定めていた相当の付紙(この要領において相当の付紙が定められている場合に限る。)を修正した上、使用することができる。

- 2 この要領の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則について(装官総第5085号。令和4年3月31日)第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム(以下「業務システム」という。)により作成したものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。

- 3 この要領の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であって、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。この場合において、当該書類等への押印の措置は不要とする。

- 4 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

年 月 日

調達管理部長 殿

原価管理官

外国為替の換算値（標準値）について

標記について、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
使用する換算値（標準値）は、下記のとおりとしてよろしいか伺う。

記

国 名	通貨単位	標準値	参 考 (支出官換算率)
米 国	ドル	円	
英 国	ポンド	円	
ス イ ス	フラン	円	
スウェーデン	クローネ	円	
カ ナ ダ	ドル	円	
オーストラリア	ドル	円	
E U	ユーロ	円	
ノルウェー	クローネ	円	

（注）銀行手数料を含まない。

特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目のみ）

甲及び乙は、この契約の履行のために引当てとして直接又は輸入業者を通じて外国から調達する物品、役務、技術導入契約等に基づく技術提携費及びロイヤリティ等の費用で外貨をもって支出する費用に係る特定費目（以下「特定費目（外貨建費目）」という。）の代金の確定に関し、次の特殊条項を定める。

（特定費目（外貨建費目）の代金の確定）

第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、特定費目（外貨建費目）について、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）に応じて、次の各号に定める方法で特定費目（外貨建費目）の代金を確定させるものとする。

- (1) 実績額が要確定費目金額表に掲げる特定費目（外貨建費目）の金額（以下「設定額」という。）に達しない場合は、実績額と設定額の差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額（要確定費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。）を含む。）を契約金額から減額する変更契約の措置をとるものとする。
- (2) 実績額が設定額に等しい場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。
- (3) 実績額が設定額を超える場合は、為替差損を乙の負担としないことを基本として、甲・乙で協議し、原則として設定額の範囲内で所要の措置をとるものとする。

2 前項の規定による代金の確定は 年 月 日までに行うことを目途とする。

（実績額の報告）

第2条 乙は、特定費目（外貨建費目）の実績額が確定した場合には、当該金額を証する資料を付した書面により、速やかに甲に報告するものとする。